

## 【組合員資格等の変更手続きについて】

日頃より、JA事業にご理解ご協力をいただきましてありがとうございます。

当JAでは定款の規定により、組合員資格等の変更が生じた場合は書面にてお届けいただくことになっております。

つきましては、下記の変更事由に該当する場合は、お手数でございますが、最寄りの支店・ふれあい店にお問い合わせのうえ、お手続きをお願いいたします。

### 【手続きが必要となる主な変更事由】

- ①就農や離農等により組合員資格が変わった場合
- ②組合員がお亡くなりになられ、相続手続きが必要な場合
- ③転居により住所が変わった場合
- ④氏名や団体名が変わった場合